

【年金住宅融資事業】

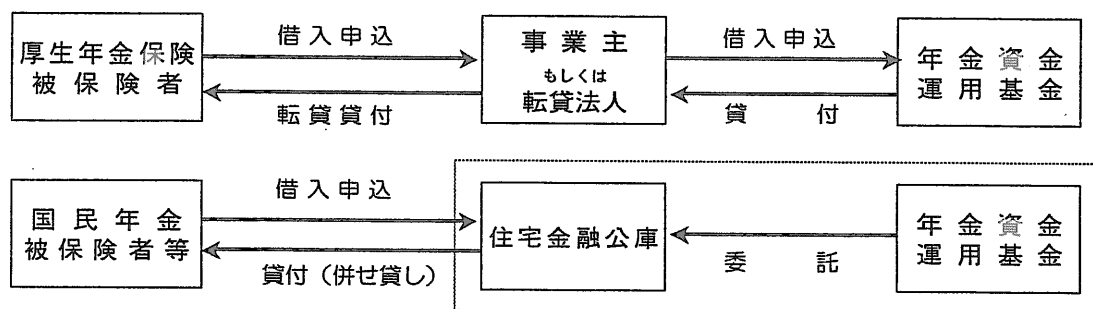
- 1. 年金住宅融資事業の概要 P 9
- 2. 年金住宅融資事業に関する主な経緯 11

年金住宅融資事業の概要

- 被保険者の福祉向上を図ることを目的として、被保険者住宅融資は昭和48年度に、分譲住宅融資は昭和41年度に、年金福祉事業団が開始。
- 貸付原資は財政融資資金（旧資金運用部）から借り入れ、借入金の元本・利息の償還を利用者からの回収金等で実施。
- 融資債権については、金融機関による債務保証、担保権設定及び連帯保証が行われている。
- 平成13年12月の特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）において、「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する」とされた。また、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）により、平成17年度末をもって廃止し、18年度以降、既往の貸付債権の管理回収業務を独立行政法人福祉医療機構が承継して行うこととされた。

【被保険者住宅融資】

- 被保険者が住宅を取得する際に必要な資金の貸付原資を事業主等に対して融資するもの。厚生年金保険被保険者に対しては事業主等による転貸融資、国民年金被保険者等に対しては住宅金融公庫を通じた融資である。

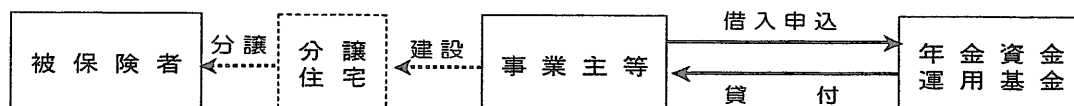


※実績

- ・貸付額累計（平成15年度末）25兆8千億円（403万件）
- ・貸付残高（平成15年度末）4兆9千億円（106万件）
- ・新規貸付（年間）平成8年度（ピーク時）2兆3千億円（23万7千件） → 平成15年度 170億円（2千件）

【分譲住宅融資】

- 被保険者のための分譲住宅の設置に必要な資金を事業主等に対して融資するもの。



※実績

- ・貸付額累計（平成15年度末）2,133億円（1,433件）
- ・貸付残高（平成15年度末）186億円（583件）
- ・新規貸付（年間）昭和52年度（ピーク時）227億円（148件） → 平成15年度 なし

(参考) その他の年金積立金還元融資事業

○ 特別地方債

〔概要〕昭和36年度から年金積立金還元融資制度の一環として、財政投融資から、地方公共団体が行う地域住民のための公共施設（社会福祉施設、一般廃棄物処理施設、病院等）の整備資金を融資。

平成13年度の財政投融資制度改革に伴い平成12年度をもって廃止。

〔融資対象〕地方公共団体（都道府県及び市町村）

〔主な融資施設〕老人保健施設、保育所、し尿処理施設、ごみ処理施設、病院、診療所など。

	融資決定実績（平成12年度末累計）	
	件数（千件）	金額（億円）
厚生福祉施設整備事業	55	44,691
一般廃棄物処理事業	41	76,261
病院事業	26	62,227
その他	53	40,518
合計	175	223,697

○ 旧年金福祉事業団の福祉施設設置整備資金融資

〔概要〕昭和36年の年金福祉事業団が設立時から事業開始。財政投融資を原資として年金被保険者や受給者等の福祉を増進するために必要な施設の設置又は整備に要する資金を融資。

平成13年4月、年金福祉事業団の解散に伴い平成12年度をもって廃止。（年金資金運用基金において、既往債権の管理・回収を承継。）

〔融資対象〕厚生年金保険法による事業主、農業協同組合、消費者生協、健康保険組合など。

〔主な融資施設〕社宅、商工会館、商工会議所、病院、診療所、休養施設、体育施設、老人ホーム、総合レクリエーション施設など。

	融資決定実績 （平成12年度末累計）		残高 （平成15年度末）	
	件数（千件）	金額（億円）	件数（千件）	金額（億円）
社宅、寄宿舍等の住宅	23	7,959	0.3	125
病院、診療所等の療養施設	2	4,446	0.1	672
商工会館等の厚生福祉施設	8	4,136	0.1	167
合計	32	16,541	0.4	965

※四捨五入のため合計が合わない場合がある。

年金住宅融資事業に関する主な経緯

昭和 16 年 3 月 労働者年金保険法が公布

昭和 17 年 10 月 「労働者年金保険特別会計ノ余裕金及積立金ノ取扱ニ関スル大蔵大臣ト厚生大臣トノ協定」が成立

預金部に預け入れた労働者年金保険特別会計の積立金は、地方公共団体等が労働者やその家族のために設置する福祉施設に対する融通（福祉施設資金）及び国債、外国債、社債に運用すること

昭和 18 年 11 月 大蔵・厚生省令に基づき「労働者年金保険福祉施設資金融通規程」を制定し、預金部からの還元融資を開始

- ・貸付先は、地方公共団体、健康保険組合、労働者年金保険法による事業主等
- ・貸付対象施設は、温泉保養所、整形外科病院、総合病院、診療所、労務者住宅、寄宿舍、社宅、会社食堂、厚生農園、戦災被保険者住宅
- ・貸付方法は、事業主に対しては金融機関経由の間接融資、地方公共団体等に対しては直接融資

昭和 21 年 1 月 GHQ・マーカット指令により、還元融資が停止

大蔵省預金部資金の運用は、原則として国債、地方債の消化に限定

昭和 26 年 4 月 資金運用部資金法が施行

政府の特別会計の積立金・余裕金の全額について、大蔵省資金運用部への預託を義務づけ

昭和 27 年 4 月 「厚生年金保険積立金の還元融資実施要領」（大蔵省・厚生省・自治庁の局長通知）により、還元融資が復活

- ・貸付先は、地方公共団体、健康保険組合、住宅組合、厚生年金保険法の適用事業所
- ・貸付方法は、資金運用部からの貸付先が制限されていたため、地方公共団体が事業主体の場合は直接融資だが、その他の者が事業主体の場合は地方公共団体による転貸融資方式
- ・貸付対象施設は、勤労者住宅及び病院に限定

○厚生年金保険法改正時の附帯決議（昭和 29 年 4～5 月）

- ・厚生年金保険積立金の管理運用については、効率的・民主的措置を講じ、特に抛出者の意向を反映し得るよう工夫すること
- ・厚生年金積立金を大幅に還元融資し、老人ホーム、児童保護施設、医療施設及び住宅等を増設して、被保険者の福祉増進を図ること

昭和 30 年代 融資対象施設の拡大

- ・ 休養施設 (31 年度)
- ・ 保健厚生施設・厚生会館・体育施設 (32 年度)
- ・ 老人ホーム (33 年度)
- ・ 母子福祉施設 (34 年度)

昭和 36 年 11 月 年金福祉事業団法が成立し、事業団による融資制度を創設

従来¹の地方公共団体による転貸融資方式については、事務処理が煩雑であること、償還の責任が地方公共団体に転嫁されること、償還能力の弱い中小企業が利用しにくい、といった問題あり

→ 預託された年金積立金を年金福祉事業団が資金運用部から借り入れ、福祉施設を設置する民間企業等の事業主体に直接融資する制度を創設(地方公共団体が事業主体の場合は資金運用部の直接融資(特別地方債))

貸付対象施設は療養施設、厚生福祉施設、老人・身体障害者施設等。また、事業団は老人福祉施設、療養施設等を設置できる。

昭和 47 年 8 月 預託金利の引き下げ

→ 還元融資枠を預託金増加額の $1/4$ から $1/3$ に拡大すること、被保険者住宅資金貸付を創設することについて、大蔵・厚生両省が合意

昭和 48 年 9 月 年金福祉事業団法を一部改正

年金福祉事業団の業務に被保険者住宅資金貸付を追加

被保険者住宅資金貸付

…年金福祉事業団が事業主又は民法法人(事業主の事情により貸付制度を利用できない被保険者に対しても融資の途を開くために設立)等に融資し、事業主等から被保険者に転貸

- 国民年金法制定時の附帯決議(昭和 34 年 3 月)
 - ・積立金の運用については、被保険者に利益が還元されるよう配慮すること
- 厚生年金保険法改正時の附帯決議(昭和 35 年 3 月)
 - ・積立金の管理運営については、特に拠出者の意向を反映しうるものとする
 - ・還元融資の枠を拡大すること

- 国民年金法等改正時の附帯決議(昭和 47 年 6 月)
 - 「年金積立金の管理運用については、被保険者の意向が十分反映されるようにし、運用用途の明確化、有利運用の確保及び被保険者の福祉のため運用する部分の拡充につき大幅な改善を行うこと」
- 社会保険審議会(昭和 47 年 8 月)
 - 「被保険者への福祉還元の充実について、大幅な改善を図るべき」
- 国民年金審議会(昭和 47 年 10 月)
 - 「福祉還元の一層の充実につき改善を図る必要」

昭和 52 年頃～ 転貸民法法人を通じた被保険者住宅資金貸付を中心に制度が普及

○厚生年金保険法改正時の附帯決議（昭和 51 年 5 月）

・積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、特に被保険者住宅資金の転貸制度の普及を図るとともに、積立金の自主運用に努めること

平成 9 年 6 月 「特殊法人の整理合理化について」（閣議決定）
「被保険者向け融資業務については、適切な経過措置を講じた上、撤退する。」

平成 12 年 3 月 「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律」が成立（平成 13 年 4 月 1 日施行）
・年金資金運用基金が既往の住宅融資債権の管理・回収を実施
・別に法律で定める日（次々回以降の財政再計算が行われる際、事業の実施状況等を踏まえて検討し、その結果に基づいて定める）までの間、住宅融資事業を実施

平成 13 年 12 月 「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定）
「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成 17 年度までに廃止する。」

平成 16 年 6 月 「年金積立金管理運用独立行政法人法」が成立（平成 18 年 4 月 1 日施行）
・平成 17 年度までに新規融資を停止
・平成 18 年度以降、独立行政法人福祉医療機構が既往の住宅融資債権の管理・回収を実施